

板橋区小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱

(平成19年3月1日区長決定)
(改正 平成20年7月1日)
(改正 平成23年7月22日)
(改正 平成24年4月4日)
(改正 平成25年4月1日)
(改正 平成25年7月26日)
(改正 平成26年9月11日)
(改正 平成27年7月30日)
(改正 平成29年2月2日)
(改正 平成29年8月23日)
(改正 平成30年10月31日)
(改正 平成30年11月30日)
(改正 令和元年11月14日)
(改正 令和2年2月17日)
(改正 令和2年5月8日)
(改正 令和2年11月13日)
(改正 令和3年4月1日)
(改正 令和3年12月28日)
(改正 令和4年5月20日)
(改正 令和6年3月25日)

(目 的)

第1条 この要綱は、在宅の小児慢性特定疾病児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的とする。

(用具の種目及び給付の対象者)

第2条 給付の対象となる用具は、別表1の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は板橋区内に住所を有する、同表「対象者」の欄に掲げる小児慢性特定疾病児童等で、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による用具の給付の対象とはならない者のうち、板橋区小児慢性特定疾病医療費助成事業（以下「医療費助成」という）の助成対象者とする。

(給付の申請)

第3条 用具の給付を希望する18歳未満の対象者の保護者又は18歳以上の対象者本人（以下「申請者」という。）は、日常生活用具給付申請書（別記第1号様式）に小児慢性特定疾病医療受給者証の写しを添えて区長に申請するものとする。

- 2 区長は、前項の申請があつた場合は、当該対象者の身体の状態、介護の状態、家庭の経済状況及び住宅環境等を調査し、速やかに調査書（日常生活用具給付事業）（別記第2号様式）を作成することとする。

（給付の決定）

第4条 区長は、前項の申請内容を審査の上、用具の給付又は却下を決定するものとする。

- 2 区長は、用具を給付することを決定した場合は、日常生活用具給付決定通知書（別記第3号様式）及び日常生活用具給付券（別記第4号様式。以下「給付券」という。）を申請者に交付するものとする。
- 3 区長は申請の却下を決定した場合は、却下決定通知書（別記第5号様式）を申請者に交付するものとする。

（用具の給付）

第5条 区長は、用具の給付を行う場合には、用具の製作又は販売を業とする者（以下「業者」という。）に委託して行うものとする。

- 2 業者の選定に当たっては、低廉な価格で良質かつ適切な用具が確保できるよう、経営規模、地理的条件及びアフターサービスの可能性等を十分勘案の上決定するものとする。
- 3 用具の中には、診療報酬の対象となるものもあるが、当該用具については、診療報酬の対象となる範囲を超えるものについて給付すること。
- 4 用具の中には、当該用具を使うために付属品が必要な場合があるが、当該付属品については、その付属品がないと当該用具が機能しないといった場合においてのみ、当該用具とともに給付することができ、付属品のみの給付は認められない。

（費用の負担及び支払い）

第6条 用具の給付を受ける者の扶養義務者は、その収入の状況に応じて用具の給付に要する費用の一部又は全部を負担するものとする。

- 2 前項に基づき扶養義務者が負担する額の基準は、徴収基準額表（別表2）に定める額とする。なお、複数の用具の給付を受けている者についても、用具の数にかかわらず別表2に定める額とする。
- 3 用具の給付を受けた者の扶養義務者は、用具を納付する業者に対し給付券を添えて、前項に定める額を支払うものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、用具の価格は、別表1の限度額欄の額を上限とし、限度額を超える額は申請者の負担とする。

（費用の請求）

第7条 用具を納入した業者が区長に請求できる額は、用具の購入に要する費用から申請者が直接業者に支払った額を控除した額とし、請求書には給付券を添付するものとする。

（用具の管理）

第8条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないものとする。なお、これに反した場合には、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることがあるものとする。

(給付台帳の整備)

第9条 区長は、用具の給付の状況を明確にするため、日常生活用具給付台帳を整備するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、保健所長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (改正 平成20年7月1日)

この要綱は決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

付 則 (改正 平成23年7月22日)

この要綱は決定の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

付 則 (改正 平成24年4月4日)

この要綱は決定の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

付 則 (改正 平成25年4月1日)

この要綱は決定の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

付 則 (改正 平成25年7月26日)

この要綱は決定の日から施行し、平成25年7月16日から適用する。

付 則 (改正 平成26年9月11日)

- 1 この要綱は決定の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱により給付決定を受けている者は、改正後の要綱により給付決定を受けた者とみなす。

付 則 (改正 平成27年7月30日)

- 1 この要綱は決定の日から施行し、別表2徴収基準額表の備考の「所得税法等の一部を改正する法律」を加える点については平成26年4月1日より適用し、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める点については平成26年10月1日より適用し、「小児慢性特定疾病医療券」を「小児慢性特定疾病医療受給者証」に改める点については平成27年1月1日より適用し、第5条及び第6条の

改正、別表１の改正及び別表２徴収基準額表の備考の「租税特別措置法第４１条第２４項」を加える点については、平成２７年４月１日より適用する。

２ この要綱の施行の際、決定前に申請があった分の別記第１号及び第２号様式については、従前の取扱いによる。

付 則 （改正 平成２９年２月２日）

この要綱は決定の日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。

付 則 （改正 平成２９年８月２３日）

この要綱は決定の日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。

付 則 （改正 平成３０年１０月３１日）

この要綱は決定の日から施行し、平成３０年９月１日から適用する。

付 則 （改正 平成３０年１１月３０日）

この要綱は決定の日から施行し、平成３０年１０月１日から適用する。

付 則 （改正 令和元年１１月１４日）

この要綱は決定の日から施行し、令和元年１０月１日から適用する。

付 則 （改正 令和２年２月１７日）

この要綱は決定の日から施行し、令和元年１０月１日から適用する。

付 則 （改正 令和２年５月８日）

この要綱は決定の日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

付 則 （改正 令和２年１１月１３日）

この要綱は決定の日から施行し、令和２年１０月１日から適用する。

付 則 （改正 令和３年４月１日）

この要綱は決定の日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

付 則 （改正 令和３年１２月２８日）

この要綱は決定の日から施行し、令和３年７月１日から適用する。

付 則 （改正 令和４年５月２０日）

この要綱は決定の日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

付 則 （改正 令和 6 年 3 月 2 5 日）
この要綱は決定の日から施行する。

別 表 1

種 目	限度額(円)	対 象 者	性 能 等
便 器	4,900	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）
特殊マット	21,560	寝たきりの状態にある者	褥瘡の予防又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。
特殊便器	166,320	上肢機能に障がいのある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
特殊寝台	169,400	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
歩行支援用具	66,000	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。
入浴補助用具	99,000	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
特殊尿器	73,700	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
体位変換器	16,500	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。
車椅子 (電動以外の場合)	77,440	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。
頭部保護帽	13,380	発作等により頻繁に転倒する者 (在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。
電気式たん 吸 引 器	62,040	呼吸器機能に障がいのある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
クールベスト	22,000	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。
紫 外 線 カットクリーム	41,580	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。
ネブライザー (吸入器)	39,600	呼吸器機能に障がいのある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用しうるもの。
パルスオキシメーター	173,250	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
ストーマ装具 (消化器系)	113,520	人工肛門を造設した者 (在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
ストーマ装具 (尿路系)	149,160	人工膀胱を造設した者 (在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
人工鼻	128,700	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。

別表 2

徴 収 基 準 額 表

本人の属する世帯の階層区分				徴収基準 月 額	加算基準 月 額
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯			0 円	0 円
B階層	A階層を除き当該年度分の特別区民税又は市町村民税の非課税世帯			1,100 円	110 円
C階層	A階層及びB階層を除き当該年度分の特別区民税又は市町村民税均等割の額のみ課税世帯			2,250 円	230 円
D階層	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の特別区民税又は市町村民税の課税世帯であって、その特別区民税又は市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の年額 3,000 円以下	D 1 階層	2,900 円	290 円
		3,001～ 5,800 円	D 2 階層	3,450 円	350 円
		5,801～ 8,700 円	D 3 階層	3,800 円	380 円
		8,701～ 13,000 円	D 4 階層	4,250 円	430 円
		13,001～ 17,400 円	D 5 階層	4,700 円	470 円
		17,401～ 22,400 円	D 6 階層	5,500 円	550 円
		22,401～ 28,200 円	D 7 階層	6,250 円	630 円
		28,201～ 58,400 円	D 8 階層	8,100 円	810 円
		58,401～ 75,000 円	D 9 階層	9,350 円	940 円
		75,001～ 96,600 円	D10 階層	11,550 円	1,160 円
		96,601～ 121,800 円	D11 階層	13,750 円	1,380 円
		121,801～ 175,500 円	D12 階層	17,850 円	1,790 円
		175,501～ 221,100 円	D13 階層	22,000 円	2,200 円
		221,101～ 380,800 円	D14 階層	26,150 円	2,620 円
		380,801～ 549,000 円	D15 階層	40,350 円	4,040 円
		549,001～ 579,000 円	D16 階層	42,500 円	4,250 円
		579,001～ 700,900 円	D17 階層	51,450 円	5,150 円
		700,901～ 849,000 円	D18 階層	61,250 円	6,130 円
		849,001～ 1,041,000 円	D19 階層	71,900 円	7,190 円
		1,041,001 円以上	D20 階層	全 額	左の徴収基準 月額の 10% ただし、その額 が 8,560 円に満た ない場合は 8,560 円

1 徴収月額の特例

ア A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の対象者が、同時に別表2の徴収基準額表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な対象者以外の対象者については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。

イ 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

ウ 対象者に民法（明治29年法律89号）第877条に規定する当該対象者の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、対象者本人に区市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該対象者の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に対象者を扶養しているもののうち、当該対象者の扶養義務者のすべてについて、その区市町村民税等より行うものである。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「対象者の属する世帯」とは、当該対象者と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と対象者が同一家屋で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼のため数カ月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は対象者と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いはしないものとする。）並びにそれ以外の三親等内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。

ただし、対象者と世帯を一にしない扶養義務者については、現に対象者に対して扶養を履行している者（以下「世帯外扶養義務者」という。）の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いは行わないものとする。

ウ 認定の基礎となるのは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された地方税法により賦課される区市町村民税、（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8及び同法附則第5条第3項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。）、生活保護法による保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）である。

・平成23年7月15日雇児0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」（以下、本通知）の規定によって再計算しない取扱いを原則とする。

ただし、令和2年3月31日以前に日常生活用具の給付を受けている対象者等が属し、その徴収金額基準月額の算定にあたり本通知を適用していた世帯については、それまでに判定された階層区分から不利益な変更が生じることがないよう、区の判断により、本通知の規定による調整方法を行うことにより経過措置を講じることも可能とする。

・生活保護については、現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受けている事実、区市町村民税については、当該年度の区市町村民税の課税又は免除（地方税法第323条による免除。以下同じ。）の有無をもって認定の基準とする。

・当該年度の区市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前年度の区市町村民税によることとする。

(3) 徴収基準額表の適用時期

別表2「徴収基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取扱うものとする。

3 徴収基準額表中、徴収基準月額欄に「全額」とあるのは、当該対象者の措置に要した費用について、区市町村が徴収する額は、費用総額をこえないものであること。

4 徴収金基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。

5 その他

令和2年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知）第4 保育所徴収金（保育料）基準額表備考3（3）に準じて、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると区長が認めた世帯についても、A階層と同様の取扱いとすること。

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書

年 月 日

(宛先) 板橋区長

(申請者) 住所 板橋区
氏名

(対象者との続柄)

電話番号

日常生活用具の給付について、次のとおり申請します。

対象者	フリガナ				生年月日	年 月 日生(歳)
	氏 名					
	住 所	板橋区				
	疾病名					
世帯の状況	氏 名	生 年 月 日	続 柄	職 業	備考(対象者に対する介護の状況等)	
			対象者本人			
申請用具	○ をつけてください。 1 便器 2 特殊マット 3 特殊便器 4 特殊寝台 5 特殊尿器 6 歩行支援用具 7 入浴補助用具 8 体位変換器 9 車椅子(電動以外の場合) 10 頭部保護帽 11 電気式たん吸引器 12 クールベスト 13 紫外線カットクリーム 14 ネブライザー(吸入器) 15 パルスオキシメーター 16 ストーマ装具(消化器系) 17 ストーマ装具(尿路系) 18 人工鼻					
申請理由						

注：1 この申請書には、小児慢性特定疾病医療受給者証及び対象者の扶養義務者の前年分所得税または当該年度分住民税の課税額を証明する書類（生活保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている人の場合はその旨についての福祉事務所長の証明書）を添付すること。

調　査　書（日常生活用具給付事業）

給付番号		番 年　月　日	号	申請者氏名		対象者との 続柄	
対 象 者	氏　名				生年月日	年　月　日生（　歳）	
	住　所	板橋区					
	疾病名						
世帯員の状況	氏名	所得年の 12月31日 時点の年齢	続柄	税法上の 扶養関係	課　税　状　況		
		当該年度分区市町村民税			前年分 所得税		
		均等割				所得割	
			対象者 本人	あり・なし			
				あり・なし			
				あり・なし			
				あり・なし			
				あり・なし			
世帯区分		1 被保護世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯又は特別区民税・市町村民税非課税世帯 2 区市町村民税均等割課税世帯 3 区市町村民税所得割課税世帯 4 所得税課税世帯					
住まいの状況		1 自宅 2 借家(貸主の承諾)					
給付後の生活の状況		日常生活動作の状況 (入浴・排便・移動等について該当する状況に○) 1 自力でできるようになる 2 一部介助でできるようになる 3 給付しても変わらない(一部介助・全介助) 4 在宅生活が可能になる 5 その他()					
給付の必要の有無		1 有 2 無	給付する(しない) 理由				
年　　月　　日		調査員所属 氏名					
給付する用具名 (含む型式規模等)							
予定価格		円	扶養義務者が支払うべき額		円	公費負担 予定額	円

第 号
年 月 日

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付決定通知書

(申請者) 様

板橋区長

先に申請のありました日常生活用具の給付につきましては、次のとおり決定したので通知します。

給付番号	第 号	給付決定年月日	年 月 日	
対象者氏名		対象者住所	板橋区	
給付する用具			扶養義務者が 支払うべき額	公費負担額
種目名	型式・規模	価格		
			円	円
納入業者	業者名			
	住所	電話		

*注意事項

- 1 この通知書とともに交付された「給付券」は業者に提出してください。
- 2 用具は、対象者の扶養義務者がその能力に応じて、費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものでありますから、支払うこととされた額については、必ず用具を受け取る前に支払ってください。
- 3 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供したりすることはかたく禁じられています。
- 4 3に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還してもらうことがあります。

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付券

給付番号		第 号	発行年月日	年 月 日	
対象者氏名			生年月日	年 月 日 (歳)	
住 所		板橋区			
保護者氏名			対象者との 続柄		
給付する用具			扶養義務者が支 払うべき額	公費負担額	
種目名	型式・規模	価格			
				円	円
納入 業者	業者名				
	住 所	電話			
給付券の有効期限					
受給者が業者に 提示する期限		年 月 日	業者の公費支払 請求期限	年 月 日	
上記のとおり決定する。 年 月 日 板 橋 区 長					
受領業者			納入年月日	年 月 日	
本人または扶養義務者 より受領した額		円	受領年月日	年 月 日	
用具受領 氏名			確認者 職氏名		
その他 特記事項					

第 号
年 月 日

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具

却 下 決 定 通 知 書

様

板 橋 区 長

年 月 日に申請がありました日常生活用具の給付につきましては、
審査の結果却下することに決定しましたので、通知します。

(理 由)